

## 令和3年第3回江差町議会定例会資料

資料1：過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の概要 【議案第1号関係】	…P 1
資料2：江差町過疎地域自立促進基金条例新旧対照表【議案第2号関係】	…P 3
資料3：江差町個人情報保護条例新旧対照表【議案第3号関係】	…P 5
資料4：江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例新旧対照表【議案第4号関係】	…P 7
資料5：江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例新旧対照表 【議案第5号関係】	…P 13
資料6：インフルエンザ予防接種支援事業の概要【議案第6号・第7号関係】	…P 15
資料7：アワビ養殖漁業モデル推進事業の概要【議案第6号関係】	…P 16
資料8：地域経済活性化支援事業の概要【議案第6号関係】	…P 17
資料9：江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業の概要【議案第6号関係】	…P 18
資料10：健康管理システム導入・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業 (補正分)の概要【議案第6号】	…P 19
資料11：産業担い手育成事業の概要【議案第6号関係】	…P 20
資料12：江差港マリーナ施設整備事業の概要【議案第6号関係】	…P 21
資料13：教育委員会委員の任命【同意第1号関係】	…P 23
資料14：国・道への要望等状況一覧(令和3年2月1日～8月31日)	…P 25



## 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の概要

## 1 条例制定の経緯

時限法である「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日に失効し、同時に新法（時限法）である「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が制定されました。新法では、第24条に地方税の課税免除に伴う財政補填措置の拡充及び延長規定が設けられました。

## 2 条例制定の趣旨及び目的

新法に基づき、過疎地域の持続的発展に資する産業振興を効果的に促進するため、江差町過疎地域持続的発展市町村計画（案）の産業振興促進区域内において、一定の事業用資産を取得等した製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等について固定資産税を3年間、申請に基づき課税免除を行う条例を制定します。

## 3 制定する条例の概要

新法では、課税免除の対象となる地域については、産業振興促進事項を規定した市町村計画に記載された地域限定としています。条例案では、その地域を江差町過疎地域持続的発展市町村計画（案）と整合させ、町内全域としています。

また、過疎地域自立促進特別法に基づく旧条例の固定資産税の免除条例に対し、新条例（案）は、対象業種及び取得価額並びに対象固定資産について、下表のとおり対象要件を拡充した内容となっており、新法の地方税財政補填措置条項との整合性を図り課税免除をするものです。

	旧条例（拡充前）	新条例（拡充後）
対象業種	製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業除く） ※青色申告をしている個人または法人	製造業、農林水産物等販売業、旅館業（下宿業除く）、情報サービス業等（情報サービス業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査等） ※青色申告をしている個人または法人
取得価額	2,700万円超	資本金の規模に応じて、500万円以上まで引下げ （製造業及び旅館業は、資本金額が5,000万円を超え1億円以下である法人が行うものは1,000万円、資本金額が1億円を超える法人が行うものは2,000万円。情報サービス業等及び農林水産物等販売業は500万円）
対象固定資産	新設、増設のみ	資本金の額が5,000万円超である法人は新設、増設のみ。それ以下の法人等は取得又は制作若しくは建設（建物等については、増設、改築、修繕、模様替のための工事による取得・建設を含む）した固定資産



江差町過疎地域自立促進基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第119号)第14条第2項に規定する事業(以下「事業」という。)</u>の実施に要する経費の財源に充てるため、江差町過疎地域自立促進基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第12条第2項に規定する事業(以下「事業」という。)</u>の実施に要する経費の財源に充てるため、江差町過疎地域自立促進基金(以下「基金」という。)を設置する。</p>



江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正請求に対する決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>	<p>(情報提供等記録の提供先等への通知)</p> <p>第23条の2 実施機関は、訂正請求に対する決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u>に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>





江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p><u>第4章 雑則（第53条）</u></p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第4条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第5条—第34条）</p> <p>第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）</p> <p>第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準</p> <p>第1節 利用定員に関する基準（第37条）</p> <p>第2節 運営に関する基準（第38条—第50条）</p> <p>第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）</p> <p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2. <u>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供するこ</u>  <u>とができる。この場合において、「電磁的方法」という。）により提供するこ</u>  <u>交付したものとみなす。</u></p> <p><u>（1） 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u>  <u>ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に</u>  <u>係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の</u>  <u>使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイル</u>  <u>に記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申</u></p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</p> <p>(2) ファイルへの記録の方式</p> <p>6 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第4 2 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第4章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第5 3 条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができている情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第4 2 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定子ども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると町が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する他の小学校就学前子どもに限る。以下この号を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(新設)</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2. 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。</p> <p>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</p> <p>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>3. 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。</p> <p>4. 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとする。</p>

江差町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>するとき、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p><u>(1)</u> 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</p> <p><u>(2)</u> ファイルへの記録の方式</p> <p><u>5</u> 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。</p> <p>ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p><u>6</u> 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</p>	



江差町企業立地の促進及び雇用の奨励に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(助成の期間)                      第5条 企業立地助成金は、指定を受け新たに固定資産税が賦課されるに至った年度より3年以内とする。ただし、<u>過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例(令和3年条例第●●号)</u>の適用を受け課税免除される期間もこの期間に含めるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(助成の期間)                      第5条 企業立地助成金は、指定を受け新たに固定資産税が賦課されるに至った年度より3年以内とする。ただし、<u>過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例(平成12年江差町条例第30号)</u>の適用を受け課税免除される期間もこの期間に含めるものとする。</p> <p>2 略</p>





[新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業]

## インフルエンザ予防接種支援

(国の経済対策との関係: I 感染拡大防止対策)

### ●目的

新型コロナウイルス感染症の流行とインフルエンザが流行する時期と重なることから医療機関の負担を軽減させるために、接種対象者へ全額費用助成を図り、インフルエンザによる重症化予防と感染者のまん延防止を図る。



### ●対象者

江差町に住所を有する

①65歳以上

②60～64歳で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者

③生後6か月～中学3年生

※①②は「予防接種法 定期予防接種 B類疾病」対象者

### ●助成額

接種費用全額助成

### ●助成方法

町内医療機関での接種 現物給付

町外医療機関での接種 償還払い



### ●接種期間

令和3年11月～令和4年1月31日

### ●補正予算額

9,972千円

一般会計 8,355千円 (全額臨時交付金)

【主な経費：予診票送付料、接種委託料、接種助成費、国保会計繰出金】

国保会計 1,617千円 (道2号繰入金 453千円、一般会計繰入金 1,164千円)

【主な経費：接種委託料、接種助成費】

## アワビ養殖漁業モデル推進事業の概要

国の経済対策との関係: II 雇用の維持と事業の継続

&lt;産業振興課&gt;

## ◇事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響による魚価の下落は、回復傾向にはあるものの、以前の状況までは戻っておらず、漁業者の経営環境は引き続き、厳しいものとなっている。

養殖漁業を実施することで、栽培漁業より短時間で水揚げに繋がること、ふるさと納税返礼品としての出荷を基本とすることで、市場に左右されにくい販売体制の構築、町・漁協への安定した収入額等の確保を目的に、実証するためのモデル事業として、試験的に取り組む経費を支援するもの。

## ◇事業主体

ひやま漁業協同組合江差支所

## ◇対象経費

- ・アワビ種苗の購入及び養殖に必要な経費
- ・アワビ種苗購入数 20,000粒

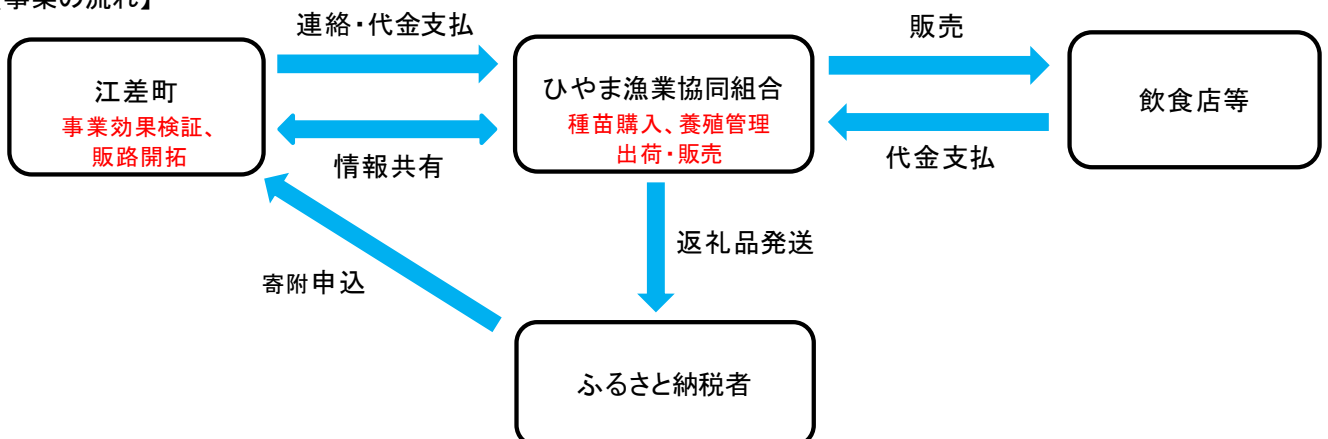
## ◇事業費 5,500千円(全額臨時交付金)

【ふるさと納税返礼品 収入シミュレーション】 養殖活アワビ10個(約1kg)セット

寄附額  返礼品代金  送料見込

個数(セット)	寄附額	経費			町の収入
		代金(漁協収入)	送料	間接経費(15%想定)	
100	2,000,000	500,000	161,500	300,000	1,038,500
500	10,000,000	2,500,000	807,500	1,500,000	5,192,500
1,000	20,000,000	5,000,000	1,615,000	3,000,000	10,385,000

【事業の流れ】



## 地域経済活性化支援事業の概要

(国の経済対策との関係:Ⅱ 雇用の維持と事業の継続)

【補正予算額】 1,000千円

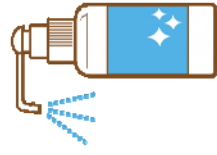
<所管課：産業振興課>

### 事業の目的

新型コロナウイルス感染症が地域の経済活動に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、江差商工会が北海道の補助制度を活用し商店街等と連携して取り組む感染防止対策等の事業について支援し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防と地域の経済活動の維持を図ることを目的とする。

### 事業の概要

- ◇事業主体 江差商工会
- ◇事業概要 新型コロナウイルス感染防止の取組
  - ・ 北海道の補助制度「地域商業ウィズコロナ対策支援事業補助金」を活用した商工業者への感染予防物品等の配布  
(道補助(補助率3/4)の補助裏負担分の支援)
- ◇事業費 1,000千円(全額臨時交付金)



## 江差町地域公共交通活性化協議会負担金事業 概要

## 1. 事業目的

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）の改正により、今年度から取り組んでいる「地域公共交通計画」の策定にあたって、公共交通機関の利用実態や普段利用していない町民のニーズ等について調査し、地域にとって望ましい公共交通のあり方を検討する必要があることから、今年度より2か年をかけて国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「国庫補助金という。」）を活用し、地域公共交通調査事業を実施していく。

国の地域公共交通関連事業における補助対象者は、活性化再生法において定められている法定協議会等となり、当該協議会へ直接交付されることとなることから、地域公共交通調査事業は、道路運送法及び活性化再生法に基づく組織として設置した「江差町地域公共交通活性化協議会」を実施主体とする事業展開となり、同協議会が行う事業等に要する経費として江差町から負担金を支出する。

## 2. 事業内容

- 江差町地域公共交通計画（案）策定に係る地域公共交通調査  
（※ 現況交通実態調査、町民ニーズ把握調査（アンケート調査）、バス利用実態調査、町民意見交換会など）
- 江差町地域公共交通計画（案）策定に係る打合せ
- 江差町地域公共交通活性化協議会運営事務

## 3. 事業費

7, 227千円（委託料7, 039千円、旅費137千円、需用費50千円）

## 4. 経費内訳

江差町地域公共交通活性化協議会への負担金

## 5. 負担金の取扱い

- 委託料7, 039千円については、その一部について現在要望中である国庫補助金を充当予定。
- 事業完了後、国庫補助金の額が確定次第、江差町に対して本負担金の当該補助金に相当する額の戻入を行う。

## 健康管理システム導入事業補正予算 概要

健診結果



### ● 目的

- ①健康寿命の延伸に向けた仕組みづくりの1つとして、個人の健診結果等の健康情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するというPHR（パーソナルヘルスレコード）の考え方が広まっており、マイナポータルを活用して予防接種履歴・乳幼児健診結果、特定健診の結果等を個人で管理できる仕組みに係る基盤を整備する。
- ②今回新たに、自治体検診データ標準化対応システムを改修することにより、委託料が不足することが見込まれるための補正。（補助事業）
- ③子どもの予防接種（ロタウイルス）や、新型インフルエンザのシステム改修が新たに追加されたことから委託料に不足することが見込まれるための補正。

### ● 事業内容

- ・市民の健康情報を一元化し、経年データの管理を行うことで、市民が自身の健康情報を正しく把握できる体制整備を行う。
- ・予防接種の接種間隔や対象の管理等チェック体制の強化・効率化。
- ・マイナポータルのお知らせ通知機能等、スマホ等を活用した情報発信への体制整備。

### ● 総事業費 12,361 千円（当初予算 7,951 千円、うち補正額 4,410 千円）

- ・国庫負担金 2,421 千円
- ・一般財源 9,940 千円

## 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補正予算 概要

### ● 目的

- ①想定より接種希望者が多かったため、下記の体制を拡充・強化したことによる補正。
  - ・コールセンター
  - ・接種日程を追加したことによる薬剤師・看護師等の人員体制
- ②休日接種委託料の加算が新たに創設されたことによる委託料不足が見込まれるための補正。これらの体制を拡充・強化し、感染による死亡や重症者の発生をできるだけ減らし、まん延防止を図る。



### ● 接種人数・回数

- ・8/24 現在の接種人数 5,491 人（接種率 81.37%）
- ・接種実施回数（予定含む）①集団接種（江差高等看護学院、保健センター） 48回  
②施設接種（高齢者施設等）30回

### ● 総事業費 71,160 千円（うち補正額 8,034 千円）

R2 繰越額 30,257 千円、R3 補正済額 32,869 千円

国庫補助金・負担金：新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金



# 産業担い手育成支援事業の概要

資料11

【事業費】 1,000千円(一般財源)

<所管課:産業振興課>

## 1 事業の目的

農業・漁業従事者の高齢化が急速に進展する中、持続可能な力強い産業を実現するためには、次代を担う人材の確保に向けた取組を講じていく必要がある。このため、新たに農業者・漁業者となることを志向する者に対し奨励金を交付し、就業準備や経営開始時の財政支援を行うことや、関係機関連携のもとにサポート体制を構築し、早期の経営基盤の確立を図ることを目的とする。

## 2 交付要件

### <共通事項>

- ・本町に住所を有する49歳以下の者で、次世代を担う農・漁業者となることに強い意欲を有していること。
- ・年間の従事日数が概ね200日以上あり専業であることが見込まれること。
- ・経営開始5年目までに生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること。

### <農業>

- ・農地の所有権、又は利用権を有していること。
- ・江差町人・農地プランに中心経営体として位置付けられていること。
- ・その他、農業次世代人材投資事業(経営開始型)の交付対象者であること。

### <漁業>

- ・ひやま漁業協同組合が推薦する者。

## 3 交付額等

100万円(経営開始年度の1年間とする。)

## 4 奨励金の返還

- ・適切な経営を行っていない場合。
- ・就業後5年以内に経営を中止又は廃止したとき。
- ・農業次世代人材投資事業(経営開始型)交付金の返還を求められたとき。

## 5 サポート体制の構築

- ・江差町指導農業士及び農業士による指導助言。
- ・北海道指導漁業士及び青年漁業士による指導助言。
- ・檜山農業改良普及センターやJA新函館農業協同組合による営農指導。
- ・檜山振興局やJFひやま漁業協同組合と連携した相談体制の構築等。

## 【第6次江差町総合計画関係部分抜粋】

### <重点施策>

施策名	主な事業
担い手の育成・確保	■新規就農者対策、法人参入の支援
担い手の育成	■若手漁業者のための研修の取組推進



### <成果指標>

指標名	現状値 (平成30年度)	前期基本計画の目標値(令和6年度)
新規就農者・法人数	1人(又は法人)	2人(又は法人)
新規漁業就業者	0人	1人



# 江差港マリーナ施設整備事業の概要

資料12

【事業費】 11,663千円

【補助金】 5,700千円（事業費の1/2以内）

< 産業振興課 >

## < 事業の目的 >

江差港マリーナボートリフターについては、設置後30年以上が経過し、老朽化や塩害による腐食等、その機能に支障をきたしていることから、今般、利用者の安全確保を目的にマリーナリフターを一体的に整備するものである。

## < 整備箇所等 >

### 1 リフター制御盤の改修



設置より15年以上経過しており、端子盤に腐食や電蝕が見られる

### 2 リフターエキスバンドメタルの修繕



リフター利用者船台車輪の規格が合わず鉄板をはみ出してしまうため、元々劣化していたものに負荷がかかり歪んでしまっているため補強が必要である

### 3 リフター架台柱の補強



長年の使用により劣化腐食が激しいため補強が必要である。

### 4 リフター休止装置の設置



休止フック4箇所交換。長年の使用により劣化腐食が激しいため取替が必要である。

### 5 係船環の設置



長年の使用により劣化腐食が激しく機能を果たせていないため、改修及び増設を行う。





氏名 かがわ ちあき  
加川 千秋

生年月日 昭和39年10月24日生（56歳）

住所 檜山郡江差町字尾山町146番地14



最終学歴 昭和58年 3月 北海道立江差高等学校卒業

職歴等 昭和58年 4月 江光デパート（江光共同組合）  
昭和59年 4月 生活協同組合市民生協コープさっぽろ江差店  
平成14年10月 有限会社浜口総合事務所  
平成24年 1月 函館地方法務局江差支局  
平成25年 1月 江差町役場 税務課  
平成25年 4月 DCMホームマック江差柳崎店  
平成28年 7月  
から現在 江差地区交通安全協会連合会

公職等 なし



【令和3年度 国・道への要望等状況一覧】

(令和3年2月1日から令和3年8月31日)

要望団体	要望内容	要望先	備考
檜山町村会	■北海道立江差高等看護学院の運営改善等にかかる要望	・北海道	4月15日 (要望書郵送提出)
函館・江差自動車道「木古内・江差間」整備促進協議会 (事務局：江差町)	■高規格道路函館・江差自動車道の整備における「木古内・江差間」の早期事業着手に関する要望	・函館開発建設部 ・北海道開発局 ・国土交通省北海道局 ・国土交通省道路局 ・財務省主計局 ・地元選出国會議員	6月29日 (要望書郵送提出) ※檜山地域振興協議会經由
北海道檜山地域振興協議会	■檜山圏域活性化推進の懸案事項に関する要望	・北海道 ・函館建設管理部 ・函館開発建設部 ・国土交通省北海道局 ・地元選出国會議員	6月29日 (要望書郵送提出)
・檜山地域振興協議会 ・檜山町村会 ・乙部町	■国道229号（乙部町烏山・館浦間）の土砂崩れによる通行止め箇所の早期復旧に関する要望	・函館開発建設部 ・北海道開発局	7月2日 (要望書提出)